

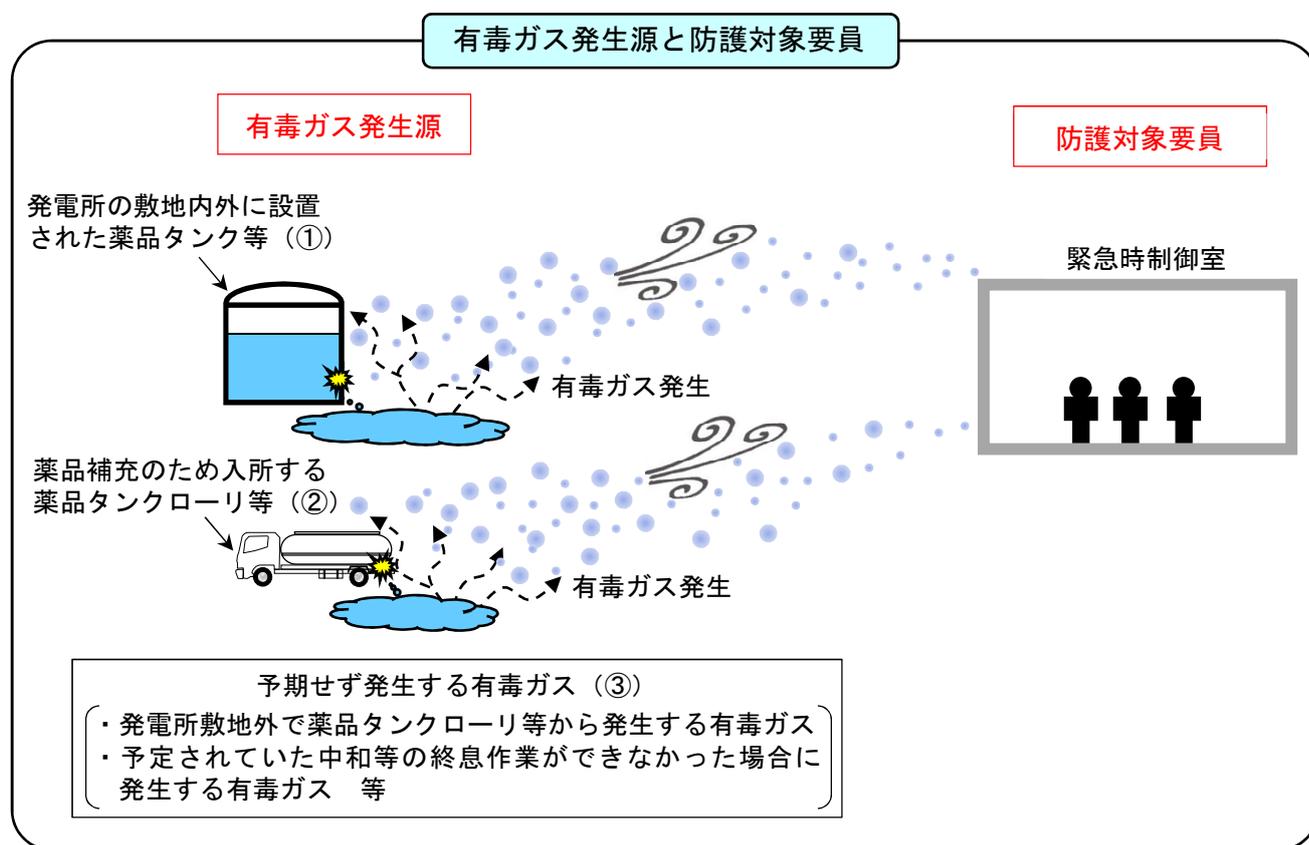
玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可申請の補正概要

玄海3，4号機の特定重大事故等対処施設内にある緊急時制御室の要員（以下、「特重施設要員」という。）に対する有毒ガス防護について、以下の内容を追加記載。

(1) 有毒ガスが特重施設要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがないという設計方針を記載。

- ・発電所敷地内外にある薬品タンク等 (①) を対象に、薬品が漏れて有毒ガスが発生した場合の特重施設要員への影響の有無の評価
- ・発電所に入所する薬品タンクローリ等 (②) から薬品が漏れ出した場合の速やかな希釈・中和措置等を講じる手順及び体制等を整備
- ・以上の評価結果等により、特重施設要員の対処能力が損なわれるおそれはないことを確認

(2) 発電所敷地内外問わず、予期せず発生する有毒ガス (③) に対する特重施設要員への防護のため、防護具を配備し、事故対策に必要な操作を行うための手順を整備することを記載。



(参考) 設置許可基準規則の改正の概要

発電所敷地内外において有毒ガスが発生した場合に、中央制御室、特定重大事故等対処施設内にある緊急時制御室及び緊急時対策所内の要員並びに屋外の重要操作地点にとどまり対処する要員に対する有毒ガス防護が要求として追加され、2017年5月1日に設置許可基準規則が施行された。

※ 玄海3，4号機の中央制御室及び緊急時対策所内の要員並びに屋外の重要操作地点にとどまり対処する要員の有毒ガス防護に係る原子炉設置変更許可申請については、2019年2月7日に実施済み